

第 5 次堺市障害者（長期）計画・第 7 期堺市障害福祉計画・ 第 3 期堺市障害児福祉計画の策定について

【計画の概要】

<堺市障害者（長期）計画>

- 障害者基本法第 11 条に基づき、「障害者基本計画」及び「都道府県障害者計画」を基本とし、本市の障害者の状況等をふまえ、障害施策推進に関する基本的な理念や目標を示す「市町村障害者計画」です。
- 本市では、令和 5 年度末までの 9 年間を計画期間とし、本市の障害施策の推進に関する基本的な理念や目標等を示す「第 4 次堺市障害者長期計画」を策定しています。

<堺市障害福祉計画・堺市障害児福祉計画>

- 障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づき、また国の「基本指針」に即し、障害福祉サービス等の提供体制等の確保にかかる目標等を設定する「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づき、また国の「基本指針」に即し、障害児通所支援等の確保にかかる目標等を設定する「市町村障害児福祉計画」です。
- 本市では、令和 5 年度末までの 3 年間を計画期間とし、障害福祉サービス等における提供体制等の確保にかかる目標等を示す「第 6 期堺市障害福祉計画・第 2 期堺市障害児福祉計画」として策定しています。

<障害者の状況>

- 障害者手帳所持者数の合計は増加傾向です。身体障害者手帳所持者数は微減傾向ですが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加し続けています。
- 療育手帳所持者数の増加は、障害福祉サービス等が拡充されてきたことで、早い時期からの発達支援や障害福祉サービス等の利用を希望され、手帳の取得につながる方が増えていることが要因の一つとして考えられます。
- 精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加は、近年、精神障害者保健福祉手帳の交付対象である発達障害の診断を受けられる方が増えていることが要因の一つであると考えられます。また、この傾向は継続すると考えられます。

<障害者等実態調査の結果>

- 計画策定等の基礎資料とするため、令和 4 年 9 月から 10 月にかけて、障害当事者 10,000 人及び障害福祉サービスを運営する法人・事業所を対象に障害者等実態調査を実施しました。
- 調査の結果、自宅や地域で生活する（したいと思う）ためには、「自分のことを理解し、継続的に関わってくれる人の確保」や「身近な地域において、困ったときに気軽に相談できる体制の整備」等が必要との回答が多くみられました。

【計画策定に向けて】

- 次期の計画は、「第5次堺市障害者（長期）計画」及び「第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画」を内包する計画として、一体的に策定します。
- 計画期間について、「第5次堺市障害者（長期）計画」は令和6年度から令和11年度までの6年間に変更します。
- また、「第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画」の計画期間は従前通り、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。
- 令和8年度を「中間見直し」の年度として計画の時点修正を行います。「第8期堺市障害福祉計画・第4期堺市障害児福祉計画」にかかる内容を策定します。
- また、「長期計画」の名称は、計画期間の変更にともない「長期」の表現はなじまないため、「第5次堺市障害者計画」とする予定です。

【検討の進め方】

- 令和6年3月の策定に向け、障害者施策推進協議会（障害当事者やその家族、障害者福祉関係者、学識経験者等で構成）においてご意見をうかがいながら、計画の策定に向けた準備を進めます。